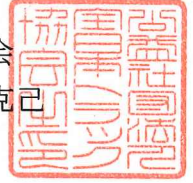


全ト協発第627号(輸)

平成31年3月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

(公社)全日本トラック協会
会長 坂本 克己



移動タンク貯蔵所(タンクローリー)からの荷卸し時に係る 事故防止の徹底について

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、国土交通省自動車局貨物課長より、近時、複数の給油所において、揮発油が混入した灯油を販売するという事故が発生していることを受け、別紙のとおり通知がありました。

本件については、平成31年1月8日付け全ト協発第527号(輸)において、消防庁危険物保安室長からの通知に基づき、移動タンク貯蔵所からの荷卸し時に係る事故防止の徹底を依頼したところですが、揮発油の灯油への混入は火災につながり、消費者及び周辺地域に重大な被害を及ぼすものであることから、国土交通省からも改めて通知があったものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴協会傘下の各事業者に対して、給油取扱所(SS)における移動タンク貯蔵所(タンクローリー)からの荷卸し作業について、下記の事項を周知いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の危険物取扱者及び給油取扱所(SS)の危険物取扱者が相互に立会い、適切な手順に従った作業の実施
2. 混油防止装置を講じたタンクローリー等の導入や安全確認の徹底、安全教育の強化の推進

以上

◇本件に関する問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 担当：廣瀬

電話：03-3354-1038 E-mail：hirose@jta.or.jp



事 務 連 絡
平成31年2月28日

全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

移動タンク貯蔵所（タンクローリー）からの荷卸し時に係る事故防止の徹底について

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課より、近時、複数の給油所において、揮発油が混入した灯油を販売するという事故が発生しているという報告を受けております。

揮発油の灯油への混入は火災につながり、消費者及び周辺地域に重大な被害を及ぼすものとなります。

つきましては、給油取扱所（SS）における移動タンク貯蔵所（タンクローリー）からの荷卸し作業について、火災や混油事故の発生を防止するため、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の危険物取扱者及び給油取扱所（SS）の危険物取扱者が相互に立会い、適切な手順に従って作業を行っていただくとともに、混油防止措置を講じたタンクローリー等の導入や安全確認の徹底、安全教育の強化が推進されるよう、貴協会傘下事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。